

児童手当制度が変更

子育て給付課
(TEL6384・1470 FAX6368・7349)

6月から児童手当制度の一部が、次のとおり変更になります。児童手当を受給している人には、5月末に制度改正の案内を発送しました。

現況届の提出が原則不要になります

引き続き提出が必要な人には、6月中旬に案内を発送します。

新たに所得上限限度額が設けられます

所得上限限度額を超える人は、令和4年10月支給分から児童手当(特例給付)が受給できなくなります。

詳しくは、市ホームページか発送する制度改正の案内を確認してください。



市ホームページ

国民健康保険料 決定通知書の発送

国民健康保険課
(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

4月から1年間の保険料の決定通知書を6月中旬に発送します。3月までに10回に分けて納付してください。後期高齢者医療保険料の決定通知書は7月中旬以降に発送します。法律に基づき、世帯主が会社の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していても、世帯に国保加入者がいる場合は世帯主宛てに納付書などを発送します。

今年3月16日以降に市・府民税、所得税の申告をした人は、申告内容が保険料に反映されないことがあります。その場合は後日、更正決定通知書を発送します。

6月6日(月)は コンビニの証明書交付を停止

市マイナンバーコールセンター
(TEL6318・7775 FAX6368・7346)

6月6日(月)はメンテナンスのため、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの住民票・印鑑登録証明書・戸籍・課税所得証明書の交付サービスが利用できません。

介護保険料の決定

高齢福祉室介護保険担当
(TEL6384・1343 FAX6368・7348)

令和4年度分(4月～翌年3月)の介護保険料額決定通知書を6月中旬に発送します。納付方法が特別徴収の人は、年金からの天引き、普通徴収の人は、納付書(銀行、コンビニ、スマートフォン決済)か口座振替で納付となります。今年3月16日以降に市・府民税、所得税の申告をした場合は、申告内容が介護保険料に反映されないことがあります。その場合は後日、変更通知書を発送します。

後期高齢者の医療費負担

国民健康保険課
(TEL6384・1241 FAX6368・7347)

後期高齢者医療被保険者証を持つ人を対象に所得の確認を行い、8月以降の医療費の負担割合などを判定します。今年度の住民税課税標準額が145万円未満の人は1割負担、145万円以上の人と同世帯の人は3割負担です。ただし、令和3年中の収入が383万円未満の単身世帯と、被保険者と70歳以上の人を含む2人以上の世帯で520万円未満の場合は、1割負担になります。令和4年1月1日現在、市に住民登録がない人は、申請が必要です。

6月は市・府民税の納期

通知書の内容は市民税課(TEL6384・1248)、納付は納税課(TEL6384・1283)、いずれも(FAX6368・7344)

令和4年度の個人市民税・府民税の納税通知書を6月7日(火)に発送します。6月14日(火)までに届かない場合は、市民税課へ問い合わせてください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、課税内容などの問い合わせや納付相談はできるだけ電話を利用してください。

個人市民税・府民税の第1期分の納期限は6月30日(木)です。納付は便利で確実な口座振替(自動払込)を利用してください。

■重複納付に注意

全期前納用と期別納付用の納付書での重複納付が起きています。納付の際は必ず納付書を確認してください。また、領収証は保管してください。

吹田税務署からのお知らせ

吹田税務署法人課税第一部門(TEL6330・3911)か市民税課(TEL6384・1248 FAX6368・7344)

■事業者向け 消費税のインボイス制度の説明会を開催

令和5年10月1日から開始される「インボイス制度」についての説明会を開催します。消費税の仕組みから知ることができます。各開催日の3開庁日前までに電話で吹田税務署へ。

とき		ところ
6月8日(水)	午後1時30分～2時30分	吹田納税協会会議室(朝日町)
6月22日(水)		

■来署相談・電話相談について

来署相談 申告書作成など、税務署で個別相談を希望する場合は、電話で吹田税務署に事前予約をお願いします。

電話相談 国税に関する一般的な相談は、電話相談センター(吹田税務署内TEL6330・3911)を利用してください。



重要な手続きや
制度改正などを
お知らせします。

必ず
読んでね

令和4年度(令和3年中所得) 課税所得証明書の発行

国税制課
(TEL6384・1243 FAX6368・7344)

市民税・府民税の徴収がすべて給与から差し引かれている人は5月12日から発行しています。それ以外の人は6月7日(火)から発行できます。

いずれも、コンビニでの交付サービスは6月7日(火)からです。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できるだけ郵送での申請を利用してください。

また、マイナンバーを提示することで、公的機関への手続きに必要な課税所得証明書の提出を省略できる場合があります。詳しくは提出先に確認してください。

令和4年度(令和3年中所得)課税所得証明書の発行開始日は、以下のとおりです。

対象者	申請方法	窓口・郵送	コンビニ
市民税・府民税の徴収がすべて給与から差し引かれる人		5月12日	6月7日
それ以外の人		6月7日	

コンビニなどで取得できる人

次のすべてに当てはまる人。
(1)マイナンバーカードを持っている。
(2)証明書交付日時点で、吹田市に住民登録がある。
(3)証明書の対象年度の1月1日も市内在住。
(4)証明書の対象年度の市・府民税の申告書などの課税資料を提出した。
詳しくは、事前に同課に問い合わせてください。